

●香川県告示第290号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町西村甲250-2

株式会社 島醸 代表取締役 富田 孝之輔

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町西村甲250-2

株式会社 島醸

(3) 特定施設の種類

変更無

(4) 変更しようとする事項の内容

雨水排水口の追加（1箇所）

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更無

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年6月14日から同年7月5日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課